

【別表 2】

1. 次に掲げる視力障害
① 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
② 一眼の視力が 0・08、他眼の視力が手動弁以下のもの
③ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
④ 自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
2. 両耳の聴覚レベルが 90 デシベル以上のもの
3. 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4. そしゃく機能を失ったもの
5. 音声または言語機能を失ったもの
6. 両上肢のおや指とひとさし指の機能を全廃したもの。または両上肢のおや指とひとさし指を欠くもの
7. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの。または一上肢の全ての指を欠くもの。もしくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの。
8. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの。または一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの。
9. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10. 1～9 に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が 1～9 と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11. 精神の障害であって、1～10 と同程度以上と認められる程度のもの